

第10次函館市交通安全計画の策定について

1 交通安全計画策定の経緯について

昭和30年代以降の自動車交通の急成長に伴い、道路交通事故の死傷者数が著しく増加し、交通安全の確保が社会問題となった。

このため、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、昭和45年には、交通安全対策基本法が制定され、この法律に基づき、翌年の昭和46年度から50年度を第1次の交通安全計画期間とし、以降5か年計画を継続して策定し、平成27年度末をもって、第9次交通安全計画の計画期間を終えたところである。

2 交通安全計画策定の意義について

市町村が策定する交通安全計画については、平成23年の交通安全対策基本法の改正により「作成するよう努めるものとする」との扱いとなったところであるが、本市は交通安全計画を策定・推進するため、函館市や警察、道路管理者、公共交通機関等で構成する函館市交通安全対策会議を条例により設置している。

本市の計画は、これまで、国等で構成する中央交通安全対策会議が策定する「交通安全基本計画」や、北海道交通安全対策会議が策定する「北海道交通安全計画」に沿って、5か年の計画として策定してきており、本市の交通安全施策を推進していくうえでは、これら、国、道の計画において新たに位置づけられた事案を当地域の施策としてどのように反映していくか等について関係機関と具体的に協議・検討を行うことは今後も必要である。

また、これまでの法改正の動向や取り組まれてきた交通安全の推進施策を包括的に再確認し喚起を促すこと、さらには、最新の事故防止のための取り組みの動向などを地域の実情に即した施策として展開するための検討も不可欠であり、これらを有機的かつ総合的に進めていくうえで、今後とも市の交通安全計画の策定は重要である。

3 第10次函館市交通安全計画の策定および年度事業実績書の作成について

このようなことから、市および関係機関で構成する函館市交通安全対策会議において、平成28年度から平成32年度までの5か年の取り組みについてとりまとめ第10次函館市交通安全計画を策定するものとする。

あわせて、計画期間中の各年度に取り組みが行われた事業についてとりまとめ、次年度の6月ころを目途に、年度事業実績書を作成することとする。

4 計画策定に向けた会議の開催予定と計画案の整理検討の考え方

別紙のとおり